

# 令和7年度全国木材資源リサイクル協会連合会

## 通常総会議事録

開催日時：令和7年5月29日（木）14：30～15：30

場 所：ティアラこうとう B1F 大会議室  
（東京都江東区住吉2-28-36）

総会員数：正会員210社+6協会=216団体（うち議決権209）  
賛助会員27社、物流会員9社

出 席：正会員57社・6協会=63団体（うち議決権61）

書面表決：73通

委任状：68通 合計141通

### 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告

第2号議案 令和6年度決算

第3号議案 令和7年度事業計画

第4号議案 令和7年度当初予算

第5号議案 定款の変更

第6号議案 役員の改選

### 報告事項

- (1) 事務局長の交代
- (2) 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会活動報告
- (3) 寄附金の募集について
- (4) その他・・・再資源化事業等高度化法など

## 議事内容

司会 専務理事 原 信男

### 1. 司会からの総会成立の報告

議決権を有する正会員は209団体で、出席は61団体、書面表決73と委任状68が提出されている。あわせて202で議決権数の過半数を上回っており、総会が成立しているとの報告があった。

### 2. 理事長挨拶 藤枝慎治 理事長

関東協会と引き続きの方は長時間となるが、ありがとうございます。本日は、お忙しい中、全国連合会の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。我々を取り巻く環境は年々大

大きく変化している。木材資源の循環利用や持続可能な社会の実現に対する社会的な要請は一層高まっている。我々の使命と責任はより重くなっている。こうした中で、会員各位の協力のもと、木材資源の適正な再資源化や利用促進、業界の健全な発展を目指したい。

本日の総会は、令和6年度の事業報告や令和7年度の事業計画案などについてご審議いただく。それぞれ慎重審議をお願いする。最後まで、よろしくをお願いしたい。

### 3. 議長選出

本日の総会の議長について、藤枝理事長を議長とすることで了解を求めたところ、全員異議なく承認された。

### 4. 議事録署名人選出

北日本協会の松本保氏、関東協会の石井伸知氏、に議事録署名人となることので了解を得、全員異議なく承認された。

### 5. 議 事      議長   藤枝   慎治   理事長

議長が、第1号議案について事務局から説明することを求めた。

#### 第1号議案 令和6年度事業報告の確認

資料に基づき、事務局から次の説明があった。

事業の成果の主要な事項について、令和6年度は、物流業界の2024年問題、能登半島地震への取組も進めた。また、今後の運営資金のあり方について検討した。

定款の主な事業に関しては、次の通りである。

1の普及啓発事業は、ホームページに、FIT・FIP制度のライフサイクルGHG基準の導入に伴う事業者認定実施要領等の改訂版をアップした。様々な講習会に参加し、情報収集した。

2のイベント、講演等の開催事業は、総会において講演会を実施したほか、安全衛生講習会を緊急に実施した。

3の調査・研究事業は、国への要望やFIT・FIP制度への対応等に取り組んだ。また、木質資源安定供給検討会において国とユーザーからパネルディスカッション形式による情報提供があった。

4の情報提供事業は、例年どおり。

5の援助に関する事業は、地域協会との連携を図った。寄付金は広くお願いするなどして大幅に増えた。また、能登半島地震の公費解体による災害木くずの処理を進め、復興に寄与した。

第1号議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

議長が、第2号議案について事務局から説明することを求めた。

#### 第2号議案 令和6年度決算

資料に基づき、事務局から次の説明があった。

活動計算書、参考資料などに基づき次の説明があった。

経常収益は 9,922,479 円。経常費用は 7,843,302 円。当期経常増減額は 2,079,177 円の増。収入面では、会費収入は 5,225,000 円で微減。受取寄付金は 4,569,000 円で 989,000 円の大幅増。前年度比較で計 999,957 円の増。支出面では、増要因は、パート職員の社会保険加入に伴う給与手当 256,210 円と法定福利費 194,755 円の増、ノートパソコン購入 195,800 円の増など。減要因は、前年実施したエコプロ展示用パネルの刷新などがなく、248,215 円の減など。前年度比較で計 428,814 円の増。

以上の説明について、矢吹監事から、適正なものと認めたとの監査報告があった。

第 2 号議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

議長が、第 3 号議案の事業計画に関係するため、事務局から第 5 号議案を先に説明することを求めた。

#### **第 5 号議案 定款の変更**

資料に基づき事務局から次の説明があった。

頻発する災害に対応するため、定款に本来業務として災害救援活動を明記する。変更は第 3 条の目的と第 4 条の特定非営利活動の種類、第 5 条の事業の種類である。

第 5 号議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

議長が、第 3 号議案について事務局から説明することを求めた。

#### **第 3 号議案 令和 7 年度事業計画**

資料に基づき事務局から次の説明があった。

事業計画の概要について、令和 7 年度は、カーボンニュートラルの動向や来年の廃棄物処理法の見直しを見据えつつ、関係機関と連携を強化しながら事業に取り組んでいく。能登半島地震の復興支援の取り組みを進める。

(活動方針及び事業計画)

1. 活動基本方針については例年通りである。
2. 主な事業計画について、普及啓発事業はホームページの活用など。イベント、講演等の開催事業は効果あるイベントへの出展など。調査・研究事業は先進地域視察、国への要望、木質資源安定供給検討会。情報提供事業は例年通り。指導・援助事業は各地域協会との連携や広く寄付を募る取組。新たに災害救援に関する事業は能登半島地震の公費解体による災害木くずの処理の本格的な取り組みなど。

第 3 号議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

議長が、第4号議案について事務局から説明することを求めた。

#### **第4号議案 令和7年度当初予算**

資料に基づき事務局から次の説明があった。

経常収益・経常費用とも能登半島地震の災害木くずの処理関係で79,200,000円があり、桁違いの増加となっている。経常収益は88,543,000円、経常費用は89,000,000円、正味財産増減額は457,000円の減。収入面では、会費は正会員と取扱量の増で134,000円の増。寄付金は例年より400,000円増の4,000,000円に設定するなど、能登関係を除けば前年度予算に比べて534,000円の増。なお、会費は会員数と取扱量で算出するが、令和7年度の会費は資料の通り確定していること。支出面では備品でウインドウズ10のサポート終了によりパソコン2台購入で500,000円の増。このほか能登関係の支払いのためのインターネットバンキング利用による98,000円の増など、能登関係を除けば前年度予算に比べて1,010,200円の増。

第4号議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

議長が、第6号議案について事務局から説明することを求めた。

#### **第6号議案 役員の改選**

資料に基づき事務局から次の説明があった。

近畿協会の役職変更に伴い、次の2名を改選する。

鷹野賢次郎氏の理事退任に伴い、正田博氏を後任とする。

船越登氏の理事退任に伴い、伊藤孝助氏を後任とする。

この他、次の2名を改選する。

原信男の理事退任に伴い、岩瀬耕二を後任とする。

矢吹賢二氏の監事退任に伴い、山本大介氏を後任とする。

他の役員は留任とする。

第6議案について、詳細に審議したところ、全員異議なく承認された。

## **6 報告事項**

### **(1) 事務局長の交代**

岩瀬耕二に代わり、原信男が事務局長に就任する。

### **(2) 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会活動報告**

事務局から、資料に基づき令和6年度の活動について次の報告があった。

第1回委員会を令和6年7月31日に、「FIT・FIP制度におけるライフサイクルGHG基準の導入について」を主なテーマにリモートにより開催した。第2回委員会を令和7年3月26日に、令和7年度理事会提出議案を中心にリモートにより開催し、意見交換した。

なお、令和7年度から4人の委員の交代がある。

### (3) 寄附金の募集について

厳しい社会経済情勢であるが、令和7年度は前年度360万円から400万円の寄附額を見込んでいるので寄附募集の趣旨にご理解とご賛同をいただき、格別のご協力、ご支援をお願いする。

### (4) その他

#### ①再資源化事業等高度化法

再資源化事業等高度化法に関して、事務局から、資料に基づき概要次の説明があった。

法律の経過、法の背景や概要、令和7年2月1日施行の基本的な方針の中から各主体の取組として特に廃棄物処分業者及び事業者の取組、特定産業廃棄物処分業者などのほか、認定制度の内容や今後のスケジュールなど。

#### 【高度化法に関する理事長補足説明】

さらに、再資源化事業等高度化法に関して藤枝理事長から次の補足説明があった。

高度化法は難しく、大企業しか使えないのではないかと、小規模事業者の方は不安に思っているのではないかと。廃棄物処理業者は廃掃法の規制の中で仕事をしていて、一部優良認定制度はあるものの業界を後押しする振興法はなかった。そこで、全産連を中心に後押しする法律をつくってほしいと取り組んできた。業法としては難しいが、個別法で後押しする法律として出来上がった。単なるあめ法ではなく一定のハードルは設けている。しかし、大企業だけではなく、数社が共同して申請することや協同組合方式で申請することも可能である。これまで何の武器も持たず素手で戦えといったところから武器を与えてもらったということで歓迎すべきだと考えている。

キーワードは動静脈連携である。木材資源業界は長年の歴史からチップをつくる側と使う側の連携は進んでいる。建設リサイクル法の指定廃棄物の木くずは再資源化率、利用率とも98%ある。ところが再生砕石は98%の再資源化率に対して30%を切る利用率である。それでは、我々のメリットは何か。設備投資である。認定をとると、補助メニューがある。また、脱炭素化支援機構の融資や保証につながることもある。脱炭素に資する施策も考えられる。これまで燃料しかつくっていなかったが、ボードの原料をつくりたいなど、高度な設備につながる。自らの武器として使っていきたい。

大臣認定をとれば許認可の壁がなくなる、もちろん、都市計画審議会など自治体との調整は必要である。特定産業廃棄物処分業者などのハードルはある。高度化法ではある程度のノウハウを持った企業でないと太刀打ちできないという、それを超えてほしいという国からのメッセージと考えられる。本日お集りの企業はほとんどが対象となる。自己申告という説明があったが、令和9年ころには、manifestoの記載事項が追加され、どこで資源化したかを記載することになる。ごまかしや不正行為をする業者は不利となり、真面目な業者がプラスになる。manifestoの記載に手間がかかる、従業員が必要などネガティブな話となるが、目指すべきところを目指さないと相手にされない時代となる。チャンスととらえていかなければならない。認定制度であるが、3年間で100件の認定をすると、環境省は国会で約束していることもあり、必死で案件を探す。全国12か所で高度化法に資する事業展開のFS調

査がスタートする。どんな事業が認定されたかを確認していきたい。事例がわかれば、皆さんにも情報提供したい。

## ②その他理事長からの情報提供

### 【人手不足対策＝就労支援制度】

一つは人手不足対策である。これまで業界では外国人の技能実習制度に関して職種認定を要望してきた。令和9年度に、技能実習制度から就労育成制度に代わる。片言の日本語ができれば該当する外国人となれる。これまでは技能を自国に伝達することが目的であったが、今度は人材確保であり、人手不足対策となる。3年間、就労制度として入り、その後特定技能1号、2号となる。どれくらい習得する技能が伸びたか、1回目の試験に合格すれば1号となり5年間就労できる。その後2回目の試験に合格すれば2号となり期限を切らず就労できる。資源循環廃棄物処理業が3つの追加産業分野の検討対象の一つとなっている。対象は中間処理業であり、収集運搬業、最終処分業は入っていない。参入分野となれば広がる可能性はある。令和9年度の改正であり、現地では語学学校やトレーニング施設、送り出し機関などが必要で、受け入れ側は受け入れ機関や試験機関などが必要となる。ゼロからのスタートであり、大変な作業となる。中間処理業に対して全産連からアンケートがあったと思うが、外国人の従業員を入れたい答えた企業は600社、必要人数は2,000人であった。需要は大きく、制度に期待したい。専門委員会では、そのためには労働災害の多さが指摘されており、未然防止対策を図らなければならない。そうしたハードルを越えるために必要な研修制度などを検討しなければならない。

### 【国への要望と廃掃法の見直しを見据えて】

国への要望に関連して、今年は重要な年となる。来年は廃掃法の改正の年となり、今年は見直しの年となる。

焦点は3点ある。一つ目は不正ヤードの規制である。対象はバッテリーや金属資源であり、木材とは関係ない。有価物であっても規制対象となる方向である。千葉県、埼玉県ではヤード条例ができた。

二つ目は災害廃棄物関連である。災害廃棄物は一般廃棄物であるが、ほとんどは産業廃棄物処理施設で処理されている。能登半島地震の公費解体は必ずしも順調には進んでいない。激甚災害を受けた自治体と国との間を結ぶ機関を設けるなど、いかに委託を順調にできるかという仕組みを考え、法改正する必要がある。

3つ目はPCB関連である。2027年3月に処理が終了する。そのあとじまいに関する改正が課題となる。

法改正と国への要望については、災害廃棄物の処理に関連して労働基準法の時間外の上限規制の問題、廃棄物の大量処理に伴う一時的な売り上げ増と利益の発生による法人税の納付方法の見直しなどがある。最終処分場に関しては、大量の廃棄物が入り20年予定の埋立期間が10年となれば、大きく経営見通しが狂う。普段からどう応援するか検討が必要である。いま、公共空間といわれるが、それにふさわしい応援が必要となる。

高度化法の優遇税制の面では、法人税と固定資産税が優遇措置となる。木質資源の有効活

用のために、脱炭素化に資する優遇税制をお願いしたい。細かい話でもいいので、何が必要かを事務局に寄せてほしい。

以上で通常総会におけるすべての審議、報告が終わり、この議事録通り相違ないとして、議長及び議事録署名人において記名捺印する。

令和7年6月1日

議長 藤枝 慎治



議事録署名人 松本 保



同 石井 伸知



議事録作成人 原 信男

